

# 福祉係のしおり



長 和 町

町民福祉課 福祉係

令和6年（2024年）4月1現在

◎本しおりでは「障害」の表記を「障がい」と表記させていただいています。  
ただし、法律、行政作成資料、他の機関の資料等からの引用の場合や団体・機関等の固有名詞を引用する場合において「障害」と表記されている場合は原文のまま表記してあります。

## 目次

### 障がい（児）者の福祉

障がい者の総合相談窓口.....	3
障がい者虐待防止センター（障がい者虐待相談窓口）.....	3
成年後見制度に関する相談窓口.....	3
日常生活自立支援事業.....	4
各種手帳の交付（取得）.....	4
障がいのある方に対する手当.....	4
『特別障がい者手当』の障害程度.....	5
『障がい児福祉手当』の障害程度.....	5
『特別児童扶養手当』の障害程度.....	6
新高額障害福祉サービス等給付制度.....	7
障害者総合支援法に基づく各種サービス.....	8
自立支援給付.....	8
地域生活支援事業（市町村事業）.....	9
児童福祉法に基づく各種サービス.....	10
障がいのある方に対する各種助成制度.....	10
心身障害者扶養共済.....	10
障がい者施設通所費補助金.....	11
心身障がい児者タイムケア事業.....	11
緊急通報システム設置（障がい者対象関係）.....	11
腎臓機能障害及び特定疾患治療通院費補助.....	11
介護手当支給（障がい者対象関係）.....	11
障がい者にやさしい住宅改良促進事業.....	11
配食サービス（障がい者対象関係）.....	12
メール119システム.....	12
NET119システム.....	12
【医療保険】65歳～74歳で一定の障がいをお持ちの方へ.....	13

### 障がい者の就労支援関係

障がい者の就労支援窓口.....	14
------------------	----

### 生活の福祉

生活保護.....	15
生活福祉資金（生活助け合い資金）貸付業.....	15
生活福祉資金.....	16
支え合いサポート事業.....	17

## 母子・父子・児童の福祉

児童手当.....	18
児童扶養手当.....	18
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業.....	19
母子寡婦福祉資金の貸付.....	19
ひとり親家庭及び寡婦の皆さんの各種相談窓口.....	19
長和町母子・父子会.....	19

## その他の福祉施策

福祉医療費制度.....	20
「ヘルプマーク」の普及について.....	22
福祉有償運送サービス事業所.....	22
災害時避難行動要支援者登録制度.....	22

## 各種相談窓口

こころの相談窓口.....	23
民生児童委員.....	23
信州パーソナル・サポート・センター 上田生活・就労センター.....	23
障がい者以外の虐待相談窓口.....	23
悪徳商法等の消費者問題、多重債務・債務整理等相談窓口.....	23

## 障がい者等関係団体（町内関係）

長和町身体障がい者福祉協会.....	24
長和町手をつなぐ育成会.....	24
長和町精神障がい者家族会.....	24

## 町内等の社会福祉施設（障がい施設関係）

障がい福祉施設.....	25
社会事業授産施設（基準該当就労継続支援B型）.....	25

# 障がい（児）者の福祉

町民福祉課福祉係 電話 75-2074  
長和町社会福祉協議会 電話 88-3069

障がいのある方等からの相談について、役場福祉係の他に下記により相談ができます。

## ○障がい者の総合相談窓口

### 上小圏域障害者総合支援センター

上小4市町村で共同設置している相談支援事業所で、専門スタッフが訪問・電話等で随時相談ができます。

（連絡先）所在地：上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階  
電話：28-5522

### 相談支援事業所 とらいあんぐる

長和町内にある相談支援事業所で、専門スタッフが常駐しています。  
ご希望によりご自宅への訪問も可能です。

（連絡先）所在地：長和町古町2803番地  
電話：71-5123

※相談支援事業所の詳細につきましては、福祉係または上記まで直接ご連絡ください。

## ○障がい者虐待防止センター（障がい者虐待相談窓口）

障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための障害者虐待防止法に基づいて、長和町でも、「長和町障がい者虐待防止センター」を町民福祉課福祉係内に設置し、障がい者虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を行っています。

また、関係機関・団体等と情報の共有及び連携強化に努め、あらゆる虐待の早期発見、適切な保護並びに支援を行うため、長和町虐待防止地域協議会も設置しています。

（相談窓口）

長和町障がい者虐待防止センター（町民福祉課福祉係） 電話 75-2046

上小圏域障害者総合支援センター 電話 28-5522

※平日昼間及び土曜日（祝日以外） 9：00～18：00

長野県権利擁護（虐待防止）センター 電話 026-235-7107

## ○成年後見制度に関する相談窓口

障がいなどにより判断能力の低下した方が、安心して地域で生活できるように成年後見制度の利用等の相談を行います。

※成年後見制度とは、判断能力が低下した方々の不動産や預貯金等の財産管理や、福祉サービス・施設入所に関する契約等を、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等がご本人の利益を考えながら財産管理や契約等を行うことができる制度です。

（相談窓口）

○長和町役場 町民福祉課 福祉係 電話 75-2074

○上小圏域成年後見支援センター 電話 27-2091

上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター1階

（長和町が相談業務を委託しています。）

※相談は専門スタッフが訪問・電話等で相談ができます。

相談日：月～金 8：30～17：15

○日常生活自立支援事業

障がいのある方が、住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い(援助)をし、生活を支援する事業です。

【対象となる方】

知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が十分でない方や、身体にハンディがあるため日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理が上手くできない方々で、ご本人の意思が確認できること、契約行為が理解できる方が対象となります。

【援助の内容】

- ①福祉サービス：福祉サービスが安心してご利用できるようお手伝いします。
- ②金銭管理サービス：毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。
- ③書類等預かりサービス：大切なハンコや証書などを安全な場所でお預かりします。

【利用料】

生活支援員がお手伝いするときに、利用料と交通費がかかります。

- ・利用料金 1時間当たり 1,000円、交通費 1km 当たり 20円

※生活保護を受けている世帯は無料

【連絡先】長和町社会福祉協議会 電話 88-3069

○各種手帳の交付(取得)・・・詳細は 福祉係 (電話 75-2074) までお問い合わせください

・身体障害者手帳

身体に障がいがある方に交付され、障がいの程度により 1 級から 6 級の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

・療育手帳

知的に障がいがあると判定された方に交付され、障がいの程度により A1、A2、B1、B2 の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

・精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付され、障がいの程度により 1 級から 3 級の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。

※各種障害者手帳が交付された方は、加入保険や障がいの程度、保険料納付要件等の一定の要件を満たしていると障害年金が受けられる場合があります。

お近くの年金事務所へご相談ください。小諸年金事務所 電話 0267-22-1080

(療育手帳を交付された方は 20 歳になれば障害年金が受けられる場合があります。)

○障がいのある方に対する手当(詳細は福祉係までお問い合わせください。)

名 称	対 象 者	支給額 (月額)	支給時期	備 考
特別障害者手当	在宅で 20 歳以上の最重度心身障がい者(常時特別の介護が必要な方)	28,840 円	2.5.8.11 月にそれぞれの前月分までが支給されます	所得制限あり
障害児福祉手当	在宅で 20 歳未満の重度心身障がい児	15,690 円		所得制限あり
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある 20 歳未満の児童の監護者	1 級 55,350 円 2 級 36,860 円	4.8.11 月にそれぞれの前月分までが支給されます	所得制限あり

(参考資料) 『障がいのある方に対する手当』の障害程度

○特別障がい者手当

次の1から4までの1つに該当する者

1. 下表の①～⑦までに規定する身体の機能の障がい、若しくは病状又は精神の障がい  
が2つ以上在する者
2. 下表の①～⑦までに規定する身体の機能の障がい、若しくは病状または精神の障  
がい1つ在し、かつ、それ以外の国民年金障害基礎年金の2級に該当する程度の障  
がい重複し、その状態が下表の①～⑦までと同じ程度以上と認められる者
3. 下表の③～⑤までに規定する身体の機能の障がい1つ在し、それが特に重度のため、  
③～⑤までの他の障がい併せて有することにより、2.と同程度以上と認め  
られる程度の者
4. 下表の⑥又は⑦に規定する身体の機能の障がい、病状又は精神の障がい1つ在し、  
それが2.と同程度以上と認められる者

- ① ・両目の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和が  
それぞれ80度以下かつ1/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点  
数が20点以下のもの
- ② 両耳の聴力が100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障がい有する者又は両上肢のすべての指を欠く者若しくは両上  
肢のすべての指の機能に著しい障がい有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障がい有する者又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障  
がい有するもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要と  
する病状が上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを  
不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障がいであって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの

○障がい児福祉手当

- (1) ・両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
  - ・視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、または視力の良い方の眼の視力が  
0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ両眼による視野が  
1/2以上欠損したもの
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障がい有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両下肢の用を全く廃したもの
- (6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
- (7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障がい有するもの
- (8) (1)から(7)に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要  
とする病状が、(1)から(7)と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用  
を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (9) 精神の障がいであって、(1)から(8)と同程度以上と認められる程度のもの
- (10) 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、そ  
の状態が(1)から(9)と同程度以上と認められる程度のもの

## ○特別児童扶養手当

### (1 級)

- 1 ・両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
  - ・一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
  - ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認数が 20 点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
- 6 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることをできない程度の障がいをもつもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 11 身体の機能の障がい若しくは症状又は精神の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### (2 級)

- 1 ・両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
  - ・一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
  - ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障がいをもつもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつもの
- 8 一上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
- 15 前各号にかかげるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

#### ○新高額障害福祉サービス等給付制度

65歳になるまでに5年以上継続して特定の障がい福祉サービスを利用していた人で一定の条件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した類似する一部の介護保険サービスの利用者負担額が償還（後日返金）されます。



○障害者総合支援法に基づく各種サービス

障害者総合支援法は、障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目的とした制度です。なお、平成25年度から難病疾患をお持ちの方も障害福祉サービスが受けられるようになりました。総合支援法に基づき提供されているサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により町が実施する「地域生活支援事業」に分けられます。

また、自立支援給付は「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具費」に分けられます。自立支援給付及び地域生活支援事業のサービス内容は次のとおりです。

※サービスを利用する場合には申請・サービス等利用計画の作成などが必要になります。

・自立支援給付

区 分		サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする者に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者等に同行し必要な情報の提供、移動の援護を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする者に医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする者に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する者に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業での就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型・B型）	一般企業等での就労が困難な者に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、課題解決に向けて必要な連絡調整等の支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者へ、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問等適時のタイミングで支援を行います。

自立支援医療	更生医療：障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：18歳未満の児童の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 精神通院医療：保険と公費で通院医療費の9割を負担。
補装具費	障がい者等の身体機能を補完し、又は代替するための義肢や車いすなどの購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

・地域生活支援事業（市町村事業）

必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がい者等への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ります。
	自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
	相談支援事業	障がい者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が十分でない者で、身寄りがないなどで申立てを行うことが困難な場合に、申立てを行う際に要する経費や後見人等への報酬の助成を行います。
	成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行える法人の確保体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者等を派遣する等、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活支援のための用具を給付等することにより、日常生活の便宜を図ります。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ります。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、円滑に外出できるように移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	創作活動又は生産活動の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業	障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の休息の機会を確保します。
	自動車運転免許取得・改造事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の全部又は一部を助成します。
	声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳等分かりやすい方法により、広報等を提供します。

○児童福祉法に基づく各種サービス

児童福祉法は、障がいのある児童が地域で安心して暮らせる社会の実現を目的とした制度です。障害児通所支援は市町村で、障害児入所支援は県で支給決定するようになります。

※サービスを利用する場合には申請・サービス等利用計画の作成などが必要になります。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行ないます。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所	18歳未満の障がい児が入所し、障がいの特性に応じた支援の提供を行います。
	医療型障害児入所	18歳未満の知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児が入所し、障がいの特性に応じた支援の提供を行います。

サービスを利用する場合は利用者負担があります。

- ・自立支援給付及び児童福祉法における利用者負担は、応能負担（所得に応じた負担上限月額の設定）を原則としています。

低所得（生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯）の障がい者等については、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担（負担上限月額）は0円となります。

※世帯の範囲：者・・・本人及び配偶者 児・・・住民基本台帳上の世帯

また、高額障害福祉サービス費支給の対象に補装具費も合算の対象になります。

- ・地域生活支援事業の利用者負担は、町が主体となって実施する事業であることから、町が定めています。

※サービス種別により利用者負担の仕組みが異なりますので、詳細につきましては**福祉係（電話 75-2074）**までお問い合わせください。

○障がいのある方に対する各種助成制度

所得税・住民税に関する障害者控除、自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免、有料道路通行料金の割引、鉄道運賃の割引、国内航空運賃の割引、NHK放送受信料の減免などの助成制度があります。

上記の助成制度については、等級や要件によって助成される場合とされない場合がありますので、詳細につきましては**福祉係（電話 75-2074）**までお問い合わせください。

○心身障害者扶養共済

障がいのある方を扶養している保護者が生存中に一定の掛金を納めることにより、保護者が、万が一死亡した時または重度障がい者になった時に、保護されていた障がい者に終身一定額の年金を支給します。

対象となる方 身体障害者手帳1級から3級、療育手帳所持者または精神に障がいのある方を扶養している65歳未満の方。

詳細につきましては、**福祉係（電話 75-2074）**までお問い合わせください。

○障がい者施設通所費補助金

在宅の障がい者の福祉の増進を図るため障がい者施設（障害者総合支援法に規定する生活介護等の通所施設）へ車通勤及び公共交通機関を利用して通所する場合の交通費（通所費）の一部を補助します。

補助額は通所費の1/2額で、月額5,000円を限度とします。

ただし、障がい者施設等の送迎による利用者や他の施策等により通所費の補助を受けている方は対象外となります。

詳細につきましては、福祉係（電話 75-2074）までお問い合わせください。

○心身障がい児者タイムケア事業

心身障がい児（者）が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、社会福祉法人等において介護を委託することができます。

詳細につきましては、福祉係（電話 75-2074）までお問い合わせください。

○緊急通報システム設置（障がい者対象関係）

障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の者に対し、日常生活における不安の解消、急病及び災害等緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報システムを設置。

利用者負担金額は月500円（生活保護世帯は無料）

詳細につきましては、高齢者支援係（電話 75-2079）までお問い合わせください。

○腎臓機能障害及び特定疾患治療通院費補助

腎臓機能障がいを有し、現に血液透析療法を受けるための者や、特定疾患の治療のための通院者に対し、通院費の全部又は一部を補助します。

補助対象者は、次の対象となる疾患治療等で通院している者

腎臓機能障がいを有し、現に血液透析療法を受ける者

国の難病対策に指定されている者

長野県より特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患受給者証交付者

詳細につきましては、福祉係（電話 75-2074）までお問い合わせください。

○介護手当支給（障がい者対象関係）

日常生活上の諸動作の介助のほか、精神的緊張を伴う介護を必要とする者（特別障害者手当受給者）と同居し、介護している者（長和町に住所を有する者）に介護手当を支給します。手当の額は月額15,000円です。（月の介護期間が月の15日未満の場合は支給しません）

詳細につきましては福祉係（電話 75-2074）までお問い合わせください。

○障がい者にやさしい住宅改良促進事業

65歳未満の身体障がい者が常時使用する居室等を、改修することによって日常生活の一部を自力で行えるようにするとともに、介護者の負担軽減を図ることを目的として住宅改修ができます。対象者、対象工事、補助限度額等に制限があります。

詳細につきましては、福祉係（電話 75-2074）までお問い合わせください。

### ○配食サービス（障がい者対象関係）

自分で食事の調理等が困難である一人暮らし心身障がい者及び心身障がい者のみの世帯に属する心身障がい者に、バランスの良い食事の配食サービスを実施し、食生活の安定による健康の維持及び利用者の安否確認を行う。

利用料金 ご飯とおかず 480 円

おかず 430 円

詳細につきましては、高齢者支援係（電話 75-2079）までお問い合わせください。



### ○メール119システム

聴覚又は音声・言語機能に障がいのある方が緊急通報（火災や救急等の災害通報）を行う場合の補助的手段として、携帯電話やパソコン等から電子メールを利用して、消防署へ通報ができるシステムです。

利用対象者は長和町に居住又は通勤・通学されている聴覚又は音声・言語機能に障がいのある方で、利用条件及び注意事項について承諾された方です。

利用には申請が必要です。

利用条件及び注意事項等詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

### ○NET 119システム

#### NET 119 緊急通報システムとは？

聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で119番通報を行うことができるサービスです。

#### ご利用対象者

言語発声による緊急通報（119番通報）が困難な方のためのサービスです。聴覚の障がいだけでなく、音声の発声による通報が難しい方々を対象としています。



聴覚に障がいがある・音声の聞き取りが難しい方

音声の発声に障がいがある・発声が難しい方

#### ご利用可能な携帯電話・スマートフォン

NTT ドコモ・KDDI au・ソフトバンク（ワイモバイル）・楽天モバイル等の携帯電話・スマートフォン・タブレットで利用することができます。インターネット接続機能とメールを使用します。また、迷惑メールの設定やアクセス制限をご利用の場合には、設定を変更しないと使用できない場合がありますのでご注意ください。

上田地域広域連合消防本部警防課通信指令担当係（電話 26-0119）  
町民福祉課 福祉係（電話 75-2074）

**【参考資料】 【医療保険】 65歳～74歳で一定の障がいをお持ちの方へ**

65歳以上 75歳未満の国保、協会けんぽ、共済組合等の被保険者（被扶養者）の方で、一定の障がいがある方については、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

一定の障がいとは、以下に該当する場合です。

- (1) 身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級をお持ちの方
- (2) 身体障害者手帳 4 級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
  - ・音声機能、言語能力またはそしゃく機能の著しい障がい
  - ・両下肢すべての指を欠くもの
  - ・1 下肢を下腿の 2 分の 1 以上欠くもの
  - ・1 下肢の著しい障がい
- (3) 療育手帳 A1・A2 を持ちの方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちの方
- (5) 障害基礎年金 1 級・2 級の国民年金証書をお持ちの方

後期高齢者医療制度への加入や脱退については、手続きが必要です。障害認定の申請は任意です。75歳になるまではいつでも申請することができます。

また、75歳になるまではいつでも認定の取り下げができ、他の医療保険制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度への加入により、保険料や医療費の窓口負担等が変わります。

(1) 保険料

○国民健康保険の方

国保税は世帯主に、世帯の国保加入者分の保険税が掛かりますので、後期高齢者医療に加入する方の分の保険税が減額され、後期高齢者医療に加入する方に新たに後期高齢者医療保険料が発生します。収入が基準額以下の場合は、基準に応じて保険料が減額されます。

○被用者保険の被扶養者の方

現在加入している健康保険の保険料の負担はありませんが、後期高齢者医療保険料を新たにお支払いいただくこととなります。この場合、被扶養者軽減が適用（時限あり）され、均等割が 9 割軽減され、所得割は課せられません。

(2) 医療費の窓口負担

○後期高齢者医療制度に加入した場合

1 割負担（現役並み所得者は 3 割負担）

○後期高齢者医療制度に加入しない場合

・65歳～69歳までの方・・・3割負担

・70歳～74歳までの方・・・2割負担（現役並み所得者は3割負担）

※福祉医療受給者の方は、窓口負担が変わっても、福祉医療で医療費の償還払いがありますので、最終的な自己負担額に変わりはありません。

(3) その他

高額療養費の自己負担限度額、高額介護合算療養費の自己負担限度額など

世帯の状況、収入の状況等により、様々なケースがあります。

詳細につきましては、保険係（電話 75-2078）までお問い合わせください。

# 障がい者の就労支援関係

町民福祉課福祉係 電話 75-2074

## ○障がい者の就労支援窓口

### 上小地域障害者就業・生活支援センター

上小地域障害者就業・生活支援センター「シェイク」では、障がいのある者の就業相談はもとより、ハローワークへの同行（雇用保険給付手続き等）、履歴書の作成助言、面接同行などを行います。更に、生活相談も行っております。なお、センターは上田市にありますが、専門スタッフがご自宅まで訪問させていただきますので、お気軽にご相談ください。詳細につきましては、福祉係または下記まで直接ご連絡ください。

（連絡先）上小地域障害者就業・生活支援センター「シェイク」

電話 27-2039

上田市中心 3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階

E-mail:shake-syugyo@po14.ueda.ne.jp

※就業相談は、直接ハローワークでも行っております。

ハローワークでは、障がい者を雇用することによる事業所側への支援などの援護制度や、事業所へ障がい者雇用の働きかけなど、障がい者の皆様が就業できるよう支援しております。

詳細につきましては、ハローワークまで直接ご連絡ください。

（連絡先）ハローワーク上田 電話 23-8609 上田市天神 2-4-70



# 生活の福祉

町民福祉課福祉係 電話 75-2074  
長和町社会福祉協議会 電話 88-3069

## ○生活保護

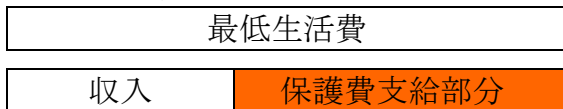
生活保護は、病気や身体の障がい、思いがけない事故など、さまざまな事情により真に生活に困った時に、国が困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的としたものです。

ご相談は、福祉係（電話 75-2074）までお問い合わせください。

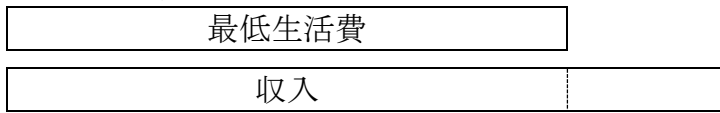
### 【保護のしくみ】

生活保護は、まず、土地・預貯金などの資産や働ける場合はその能力等あらゆるものを最低生活維持のために活用し、扶養義務者の援助、年金、各種手当などを優先的に活用しても、国が定める最低生活費よりも世帯の収入が不足する場合に生活保護が受けられます。（最低生活費は、地域・世帯人数・年齢等によって異なります。）

保護が受けられる場合



保護が受けられない場合



## ○生活福祉資金（生活助け合い資金）貸付……長和町社会福祉協議会独自事業

生活に困られた場合の一時的な生活費などに対して、貸付を行うことによって救済及び福祉の増進を図ることを目的とする。連帯保証人が必要となります。

### （貸付対象者）

長和町に居住する成人者で、貸付を受けることにより生活の援助となり償還が可能であると認められる者。※貸し付けができない要件もあります。

連帯保証人が必要となります。

### （貸付金の額及び償還）

貸付金額は1件につき5万円以内

償還は分割（10ヶ月）または一括償還

※10ヶ月以内であれば無利子とする。

長和町社会福祉協議会（電話 88-3069）までお問い合わせください。



○生活福祉資金……長野県社会福祉協議会事業

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、資金の貸付けと必要な援助指導を行い、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

	資金種類	資金の内容
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間の生活資金
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費を賄うことが困難である費用
	※総合支援資金の対象世帯……低所得世帯	
福祉資金	福祉費 対象世帯 低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用 ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技術習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持する経費 ・ 住宅の増改築、修理等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 障がい者用自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費 ・ 福祉サービス等を受けるのに必要な経費等（介護保険料含む） ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金 対象世帯 低所得世帯	緊急かつ一時的に生計の維持が困難な場合に貸し付ける少額の費用 ・ 医療費・介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・ 火災等被災によって生活費が必要なとき ・ その他、上記と同等のやむを得ない事由によるとき
教育支援資金	教育支援費 対象世帯 低所得世帯	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費 対象世帯 低所得世帯	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金（対象世帯……高齢者世帯）
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金（対象世帯……要保護の高齢者世帯）

\* 資金の種類によって対象世帯、貸付限度額、貸付要件等が異なります。

詳細は相談窓口までお問い合わせください。

(相談窓口機関) 長和町社会福祉協議会 電話 88-3069

長野県社会福祉協議会 電話 026-228-4244

○支え合いサポート事業……長和町社会福祉協議会独自事業

生活の軽易な困りごとの解消のためボランティアと連携し下記の事業を行います。  
 詳細等は長和町社会福祉協議会までお問い合わせください。

事業名	利用料	事業名	利用料
買物代行 (週1回まで)	1回 200円 (ガソリン代別)	洗濯・清掃 食事調理	1時間 500円
住居内の 整理整頓	1時間 500円	行政への連絡 薬の受取りなど	1時間 500円
ゴミ出し (収集場所への持込)	1回 100円 (2袋まで)	大掃除・廃棄物処理 場への持込等	1時間 500円 (ガソリン代別)
除雪 (玄関から公道までの歩ける範囲)	30分 500円	住宅等の軽微な もの修繕	1時間 500円 (材料費実費)
ふとんほし	1回 500円	子育て支援	1時間 500円
家周辺の庭・庭木等 手入れ・除草	1時間 500円	外出支援 (通院・買物等)	謝礼 (ガソリン代別)
その他会長が必要 と認めるもの	1時間 500円		

(お問合せ先)

長和町社会福祉協議会

電話：支え合いサポート事業 <sup>サポート</sup> 88-3810

# 母子・父子・児童の福祉

こども・健康推進課子育て支援係 電話 75-2069  
 こども・健康推進課健康づくり係 電話 68-3494  
 長和町社会福祉協議会 電話 88-3069 ほか

## ○児童手当

児童手当は、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、父母等児童を養育している者に支給されます。（支給額等は下記表参照）

※公務員については所属庁より支給されます。

- ・所得制限あり
- ・支給月は6月、10月、2月でそれぞれの前月分までが支給されます。

児童手当の支給要件に該当する者は、長和町長に申請を行い、認定を受ける必要があります。また、転入された方で、前住所地で児童手当を受給されていた場合でも、新たに申請を行っていただく必要があります。

なお、児童を養育している方の所得が基準額以上となる場合、児童手当等は支給されません。

詳細につきましては、子育て支援係（電話75-2069）へお問い合わせください。

区 分		子ども1人の支給額（月額）
3歳未満		15,000円
3歳～小学校卒業	第1.2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限額以上所得上限額未満世帯の子		5,000円

## ○児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

対象となる方 父母が離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童、父又は母が一定の障がいの状態にある家庭等で、児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護又は養育している方。

手当月額 児童一人のとき 全部支給の場合 45,500円  
 一部支給の場合 45,490円～10,740円  
 児童二人のとき 全部支給の場合 10,750円加算  
 児童三人以降一人につき 全部支給の場合 6,450円加算

支給時期 5月、7月、9月、11月、1月、3月に支払月の前月までの分が支給されます。

受給するためには認定請求が必要です。請求した次の月から該当になります。

ただし、所得制限などがあります。

手当を受給されている方は毎年8月に現況届を提出していただきます。

受給権の消滅事由(婚姻等)が発生した場合は、返還金が生じないように、速やかにお申し出ください。詳細につきましては、子育て支援係（75-2069）までお問い合わせください。

### ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童の福祉の向上を図るため、日常生活用具（特殊マット、特殊寝台、歩行支援用具等）を給付します。

#### ・給付対象者

児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者で、児童福祉法による施策及び障害者総合支援法による施策の対象とならない者。

#### ・その他

収入等の状況により一部負担がある場合があります。

日常生活用具の種類、日常生活用具別の対象者等につきましては、健康づくり係（電話 68-3494）までお問い合わせください。

### ○母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭や寡婦の方の自立援助と児童の福祉を推進するために、無利子または低利子で資金の貸付を行っています。

【貸付の種類：事業開始資金 事業継続資金 就学資金 修業資金 就学支度資金 技能習得資金 生活資金 医療介護資金 就職支度資金 住宅資金 転宅資金 結婚資金】

貸付を受けたい場合は、子育て支援係（電話 75-2069）または母子自立支援員（小県福祉事務所 電話 25-7123）までお問い合わせください。

### ○ひとり親家庭及び寡婦の皆さんの各種相談窓口

小県福祉事務所の母子自立支援員が、ひとり親家庭及び寡婦の皆さんのいろいろな悩み事についての相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

（連絡先） 上田市材木町 1-2-6 上田保健福祉事務所 電話 25-7123

### ○長和町母子・父子会

この会は、明るく健やかに社会生活が営まれるよう、自らの努力と会員相互の親睦・助けあいによって、福祉の向上を図ることを目的とする。

#### 入会方法

・対象者：長和町在住の母子・父子

・年会費：年間 1,000 円

・入会方法：長和町母子・父子会事務局（長和町社会福祉協議会）へ年会費を添えて申し込み。

長和町社会福祉協議会（電話 88-3069）までお問い合わせください。

# その他の福祉施策

町民福祉課福祉係 電話 75-2074

## ○福祉医療費制度

乳幼児及び児童、障がい者、母子・父子家庭、老人などの福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分について助成する制度です。

区分	対象者	所得制限	対象となる医療
乳幼児及び児童	出生の日から18歳に到達する日以降の3月31日までの児童	なし	入院・通院
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級から3級所持者</li> <li>・療育手帳所持者</li> <li>・精神保健福祉手帳所持者</li> <li>・国民年金法施行令別表に規定する程度の障がい者</li> </ul>	特別障害者手当所得制限ただし、身体障害者手帳3級本人は所得税非課税者（年度末年齢18歳までの障がい児は所得制限無し）	入院・通院
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療（精神通院医療費）給付該当者</li> </ul>	住民税非課税世帯	通院
母子家庭等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)配偶者のない女子であって、18歳未満の子または18歳以上20歳未満の高等学校等に在学若しくは在学中の子を扶養している者</li> <li>(2) (1)に掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等</li> <li>(3)18歳未満（18歳以上20歳未満の高等学校等に在学）の父母のない児童</li> </ul>	児童扶養手当所得制限	入院・通院
父子家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)配偶者のない男子であって、18歳未満の子または18歳以上20歳未満の高等学校等に在学若しくは在学中の子を扶養している者</li> <li>(2) (1)に掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等</li> </ul>	児童扶養手当所得制限	入院・通院
老人	65歳以上70歳未満の高齢者	住民税非課税世帯	入院・通院

福祉医療費の給付を受けるには、受給資格認定の申請を行う必要があります。それぞれの区分に該当されましたらお申し出ください。

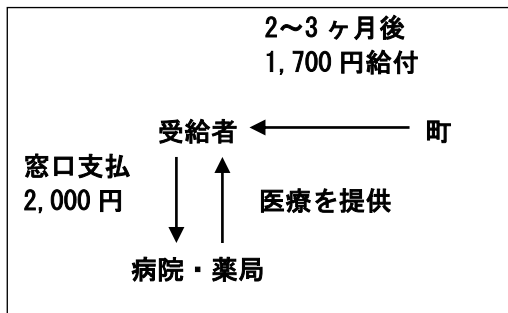
詳細につきましては、福祉係（電話 75-2074）までお問い合わせください。

～平成 30 年 8 月から子ども医療費の給付方式が変わりました～

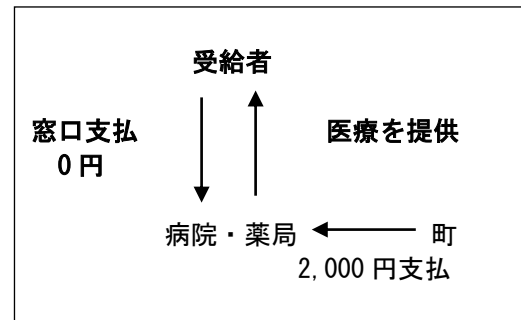
福祉医療費給付制度はこれまで、病院等の窓口で保険診療の一部負担金を支払った後に町から口座振込にて給付していましたが、平成 30 年 8 月から、高校 3 年生までの者(※)は窓口無料化により支払をすることなく医療を受けることができるようになりました。(高校卒業後、福祉医療費給付制度の対象となる者は、償還払い方式となります。)

※高校 3 年生までの方とは 18 歳に到達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者のことを表しています。

(例) 医療費 10,000 円、未就学児 (保険診療の自己負担 2 割→2,000 円) の場合  
償還払い方式



現物給付方式



◇現物給付方式 (窓口支払が 0 円) の対象となる医療費

- ・ 医科・歯科・調剤・訪問看護療養費・柔道整復施術療養費

※令和 3 年 8 月 1 日から、柔道整復施術療養費の現物給付方式が導入されました。

鍼灸院の施術療養費は、引き続き償還払い方式です。

◇次の場合には、病院等の窓口で医療保険の自己負担金を支払い、領収書等により町の窓口へ給付を申請してください。

- ・ 受給者証を掲示しなかった場合
- ・ 長野県外の病院・薬局などを利用した場合
- ・ 病院・薬局で現物給付方式に対応できなかった場合
- ・ スポーツ共済の対応となる可能性がある場合

→スポーツ共済の対象となる場合には福祉医療を使用せず、スポーツ共済の手続きをしてください。スポーツ共済の対象とならなかった場合には、領収書等により町の窓口へ福祉医療を申請してください。

〈国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方へ〉

福祉医療費よりも国や県の公費負担医療が優先されますので、受給者証をお持ちの方は、保険者証、福祉医療費受給者証と一緒に国や県の公費負担医療の受給者証を病院・薬局の窓口に掲示してください。

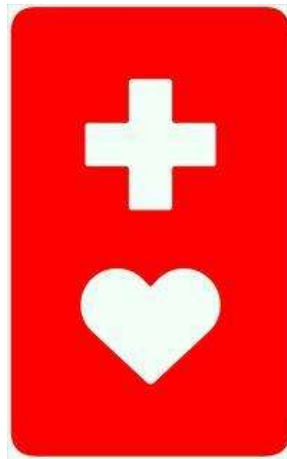
○「ヘルプマーク」の普及について

義足や人工関節を使用している者、内部障がいや難病の者、または、妊娠初期の者など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない者がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、長野県において「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。このマークを見かけ、困っているようであれば積極的に声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

ご希望の方は、役場窓口にて配布しております。

詳細につきましては、町民福祉課福祉係までお問い合わせください。

町民福祉課 福祉係 電話 75-2074



ヘルプマーク

○福祉有償運送サービス事業所

障がい者・要介護認定者等で介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者に対し、福祉有償運送事業を実施している事業所があります。

(長和町内の実施事業所)

デイサービスセンター長門 電話 68-0226

デイサービスセンター和田 電話 88-0077

障がい児者ホームヘルパーステーションかぼちゃ 電話 88-2285

※運送対象者、運送の範囲、運送利用料については各事業所により異なりますので、それぞれの事業所へお問い合わせください。

○災害時避難行動要支援者登録制度

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、支援を必要とするひとり暮らし高齢者、障がい者等が地域の中で必要な支援が受けられるようにするための体制整備を行っています。

地域の中で支援を受けられるように事前に登録することが必要です。ただし、申請書等に記載されている情報については、地域の自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、上田警察署、依田窪南部消防署、消防団等に情報を提供することに同意が必要です。

申請書は、町民福祉課 福祉係・高齢者支援係にあります。

## 各種相談窓口

### ○こころの相談窓口

様々な悩み問題を抱え、話を聴いてもらいたい方

こども・健康推進課 健康づくり係 電話 68-3494

### ○民生児童委員

住民に最も身近な相談役として長和町には厚生労働大臣より委嘱を受けた、29名の民生委員・児童委員がいますのでお気軽に相談をしてください。

### ○信州パーソナル・サポート・センター 上田生活・就労センター

上田生活・就労センターは、生活と就労などでお困りの方の総合的支援を行います。一緒に問題解決の方法を考えましょう。

相談は無料です。秘密は厳守します。

相談時間：月～金（休日を除く） 9：30～17：00

連絡先：上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内

電話 71-5552 FAX 71-5400

Email:ps-ueda@nsyakyu.or.com

### ○障がい者以外の虐待相談窓口

(相談窓口)

- ・児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）

こども・健康推進課 健康づくり係 電話 68-3494

小県福祉事務所 電話 25-7123

長野県中央児童相談所 電話 026-228-0441

女性相談センター 電話 026-235-5710

※火～木 8：30～21：00（月・金～17：00）

長野県男女共同参画センター“あいとぴあ” 電話 0266-22-8822

児童虐待・DV24時間ホットライン（毎日24時間）0263-91-2410

- ・高齢者虐待

町民福祉課 高齢者支援係（地域包括支援センター）電話 75-2079

- ・障がい者虐待

町民福祉課 福祉係 電話 75-2074

### ○悪徳商法等の消費者問題、多重債務・債務整理等相談窓口

- ・悪徳商法等の消費者問題、多重債務・債務整理等について

上田消費生活センター 電話 25-0998 23-1260 27-8517

役場総務課 電話 75-2040

相談時間等は直接お問い合わせください。



## ○長和町身体障がい者福祉協会

町内における身体障がい者の会員相互の親睦と社会参加の促進を目的とする事業活動により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

## 入会方法

- ・対象者：本協会の目的に賛同する町内居住の身体障害者手帳所持者
- ・会費：年間500円
- ・入会方法：入会申込書により長和町身体障がい者福祉協会事務局（長和町社会福祉協議会）へ年会費を添えて申し込みます。

※身体障がい者福祉協会事務局（長和町社会福祉協議会内）

連絡先：電話 88-3069

## ○長和町手をつなぐ育成会

この会は、知的障がい者（児）の福祉推進及び保護者等相互の連絡、連携を図ることを目的とする団体です。

## 入会方法

- ・対象者：長和町在住の療育手帳所持者及びその家族  
長和町出身で施設入所をしている療育手帳所持者及びその家族
- ・入会方法：長和町手をつなぐ育成会事務局（長和町社会福祉協議会）へ連絡

※長和町手をつなぐ育成会事務局（長和町社会福祉協議会内）

連絡先：電話 88-3069

## ○長和町精神障がい者家族会

この会は、精神障がい者及びその家族の生活を守るため、会員相互の親睦と、精神保健福祉の充実を図ることを目的とする団体です。

- ・対象者：精神に障がいをお持ちの方及びその家族
- ・年会費：年額1,000円
- ・入会方法：長和町役場 こども・健康推進課 健康づくり係へ連絡

※長和町精神障がい者家族会事務局（こども・健康推進課 健康づくり係）

連絡先：電話 68-3494



(参考資料) 町内等の社会福祉施設 (障がい施設関係)

○障がい福祉施設

施設名	設置主体	所在地	提供サービス	連絡先
山の子学園 共同村	社会福祉法人 樫の木福祉会	古町 2803 番地	施設入所支援 短期入所 生活介護 重度包括支援 就労継続支援 B 型	電話 71-5123
和いわい	同 上	和田 1482 番地 5	生活介護	電話 88-2285
色えんぴつ	同 上	上田市下武石 1255 番地 1	共同生活援助 (グループホーム)	電話 75-5682
かぼちゃ	同 上	和田 1482 番地 5	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	電話 88-2285
とらいあんぐる	同 上	古町 2803 番地	相談支援事業 (特定・障害児)	電話 71-5123
就労センター 武石 ふれあい	同 上	上田市下武石 1255 番地 1	就労継続支援 B 型	電話 75-5682
わくわく	同 上	長久保 455 番地	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問 移動支援 日中一時支援	電話 75-2831
こすもす	社会福祉法人 依田窪福祉会	上田市武石 776 番地 1 ともしび内	居宅介護 重度訪問介護	電話 85-0098
花もも	同 上	同 上	相談支援事業	電話 85-2047

※提供サービスの内容は 8・9・10 ページの『障害者総合支援法に基づく各種サービス』をご覧ください。

○社会事業授産施設 (基準該当就労継続支援 B 型)

施設名	設置主体	所在地	施設内容	連絡先
長和町 福祉企業 センター	長和町	長久保 497 番地	身体上もしくは、精神上的の理由、 または世帯の事情により就業能力 の限られた要保護者に就労または 技能取得の機会を通じて、自立助 長を促進する。	電話 68-2614



